医療費等助成に係る
オンライン資格確認(PMH事業)のための
医療機関システム改修補助事業説明会

栃木県保健福祉部
健康増進課　難病対策担当
障害福祉課　精神保健福祉担当

令和６年10月４日(金)　13:30　～　14:30

本日の内容

- PMHの概要
- 栃木県の採択状況
- 医療機関システムの改修範囲
- システム改修補助金①　厚生労働省
- システム改修補助金②　デジタル庁
- 参考）臨床調査個人票電子化事業
- お問い合わせ先

PMH(Public Medical Hub)とは

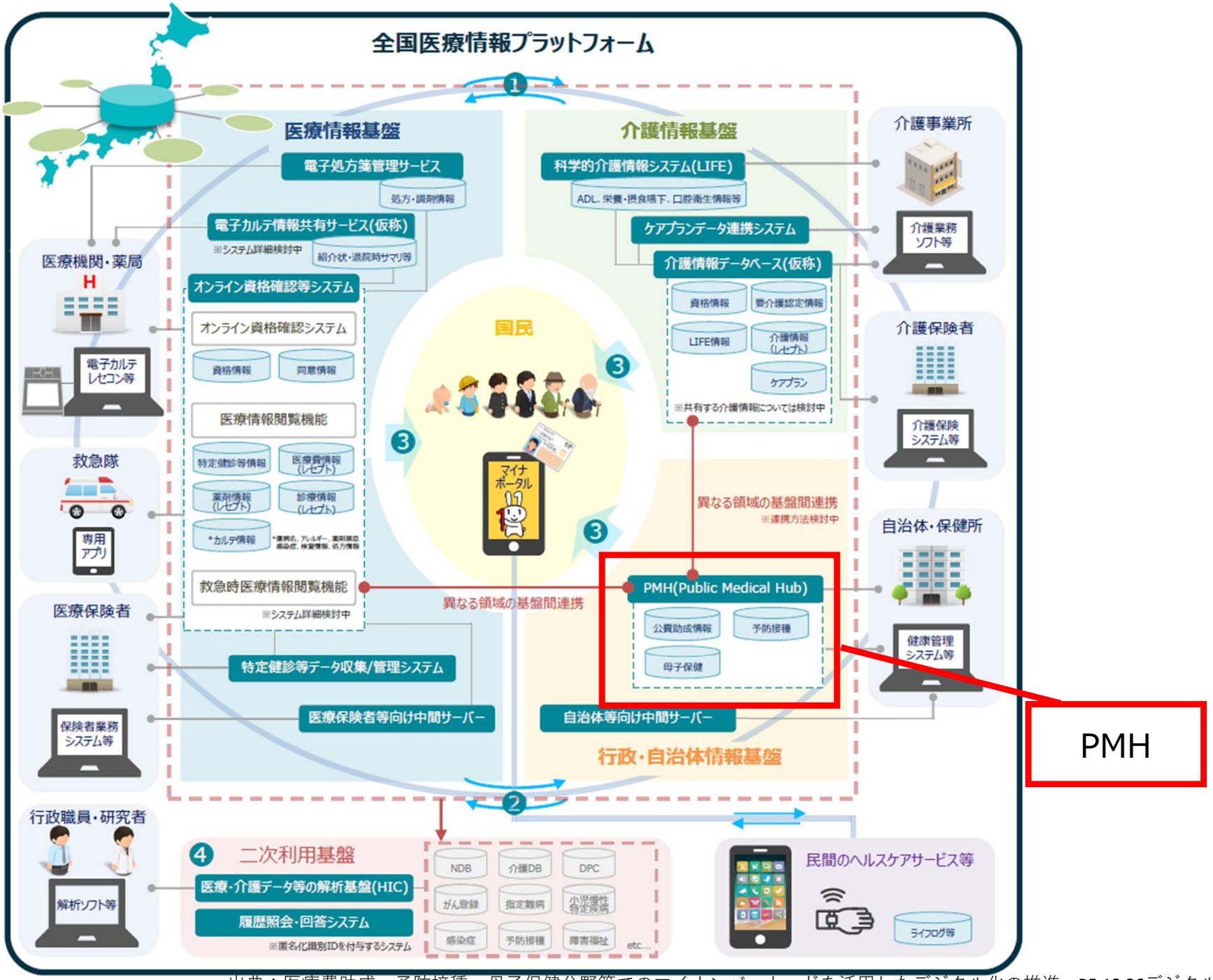

出典：医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進　R5.12.26デジタル庁

PMH(Public Medical Hub)とは

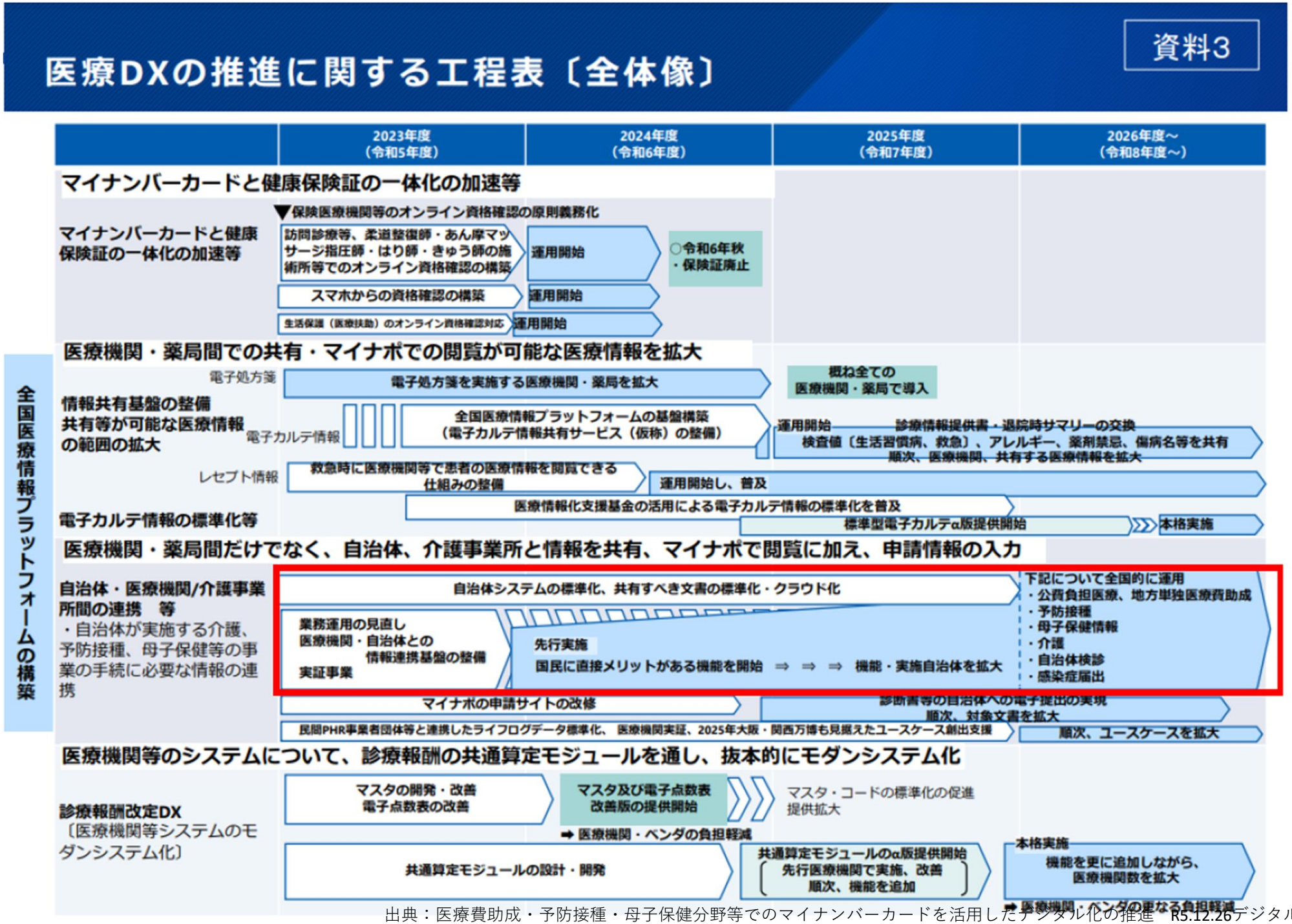

出典：医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進　R5.12.26デジタル庁

PMH(Public Medical Hub)とは

現行の医療費助成事務

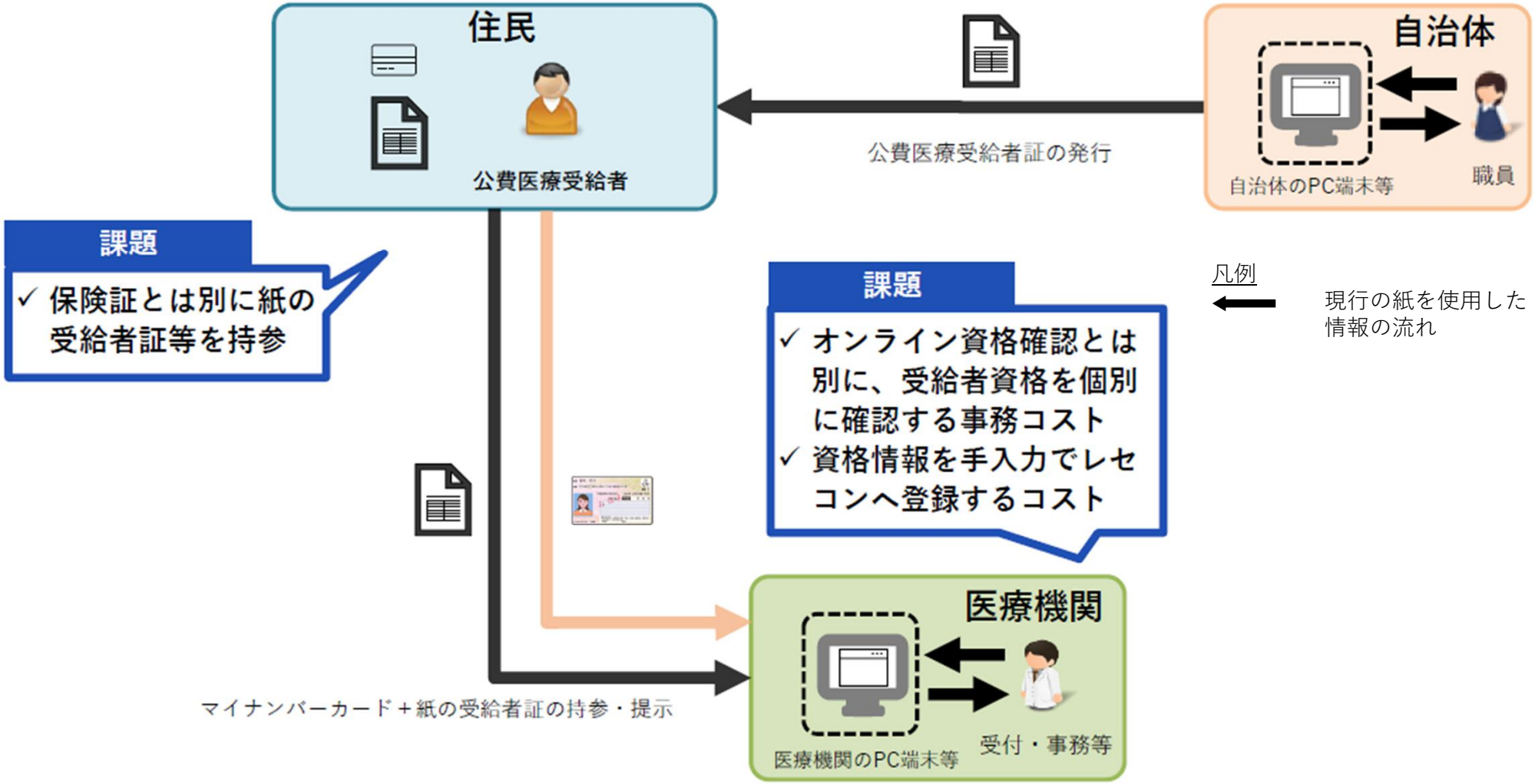

出典：医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進　R5.12.26デジタル庁

PMH(Public Medical Hub)とは

PMH導入後の医療費助成事務

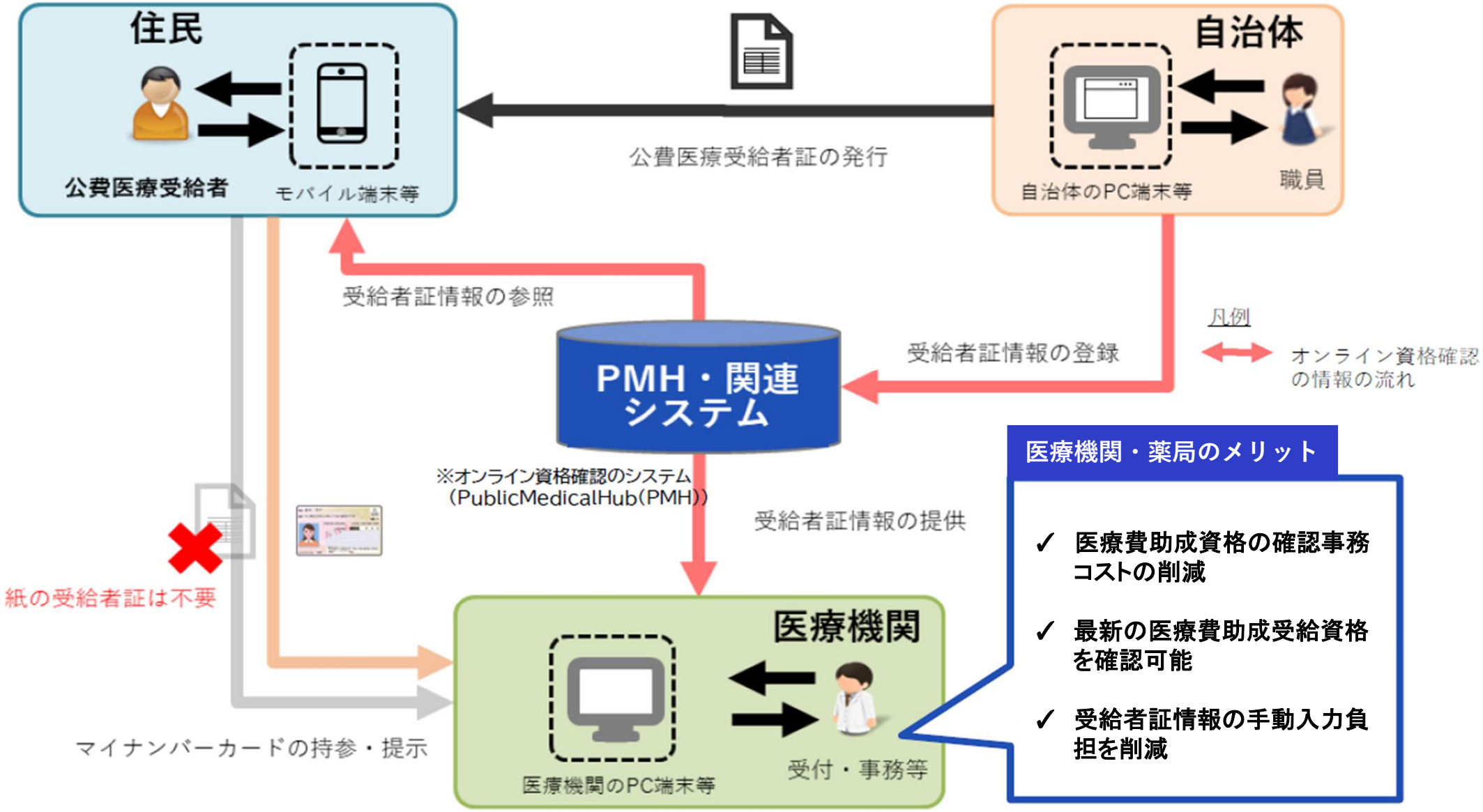

出典：医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進　R5.12.26デジタル庁

令和６年度 PMH先行実施事業採択状況（栃木県内）

団体名	医療費助成（国公費）							医療費助成（地方単独）			
	難病	小児慢性	結核患者の医療	未熟児養育医療	自立支援医療			こども	障がい	ひとり親	その他
					精神通院	更生医療	育成医療				
栃木県	○	○			○						
栃木市								○			
那須塩原市								○		○	2

重度心身障害者医療費助成
妊産婦医療費助成

- 一度のレセコン改修で全ての対象事業に対応可能
- PMHに対応する医療費助成制度・参加自治体は順次拡大予定
  ※その際の追加改修は必要なし

PMH対応のためのシステム改修

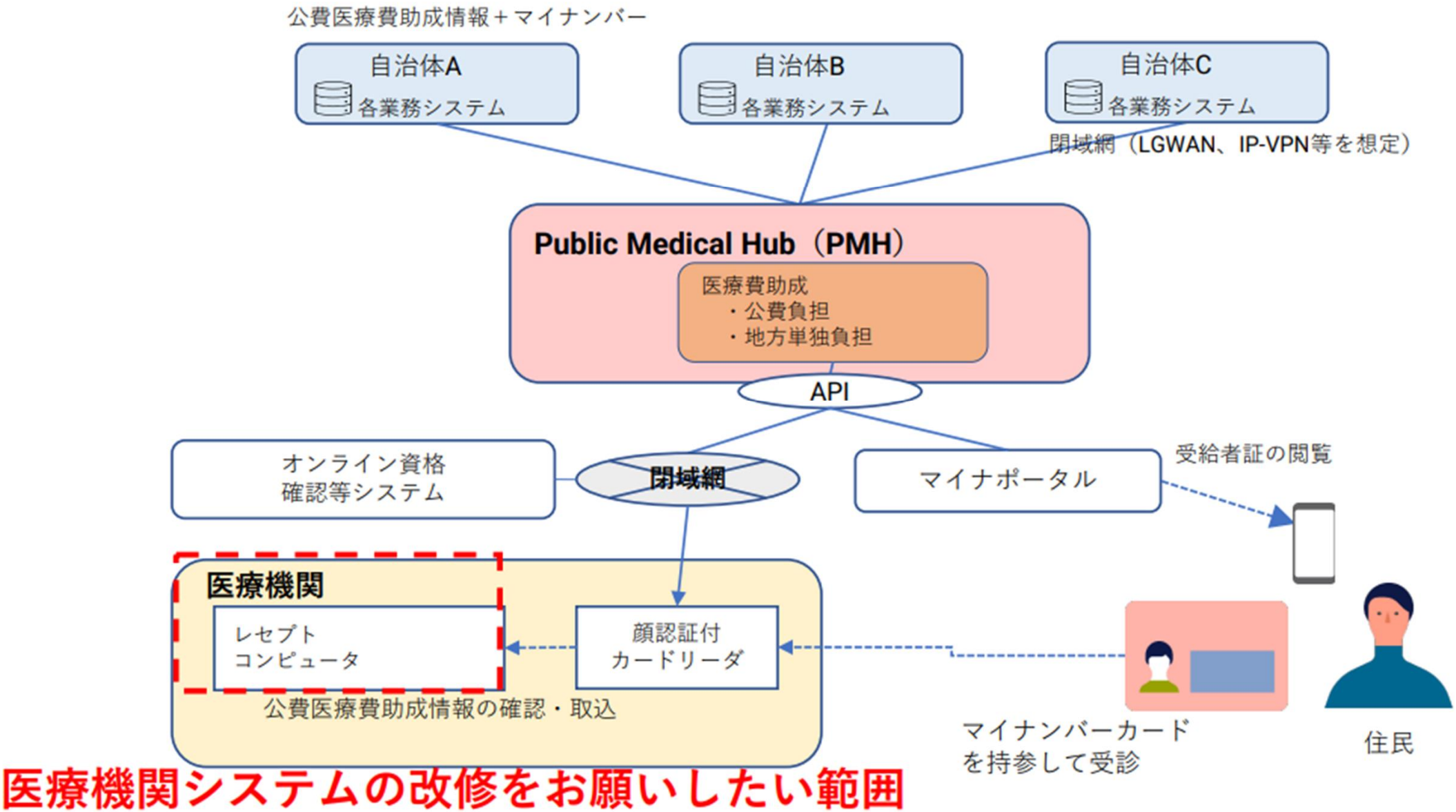

出典：医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進　R5.12.26デジタル庁

PMH対応のためのシステム改修

システムの流れ

1．受給者の同意を受ける

2．オンライン資格確認端末の共用フォルダに医療費助成情報結果ファイルが出力される

3．<u>出力された医療費助成情報結果ファイル（受給者証情報）を医療機関端末に反映（レセコン改修部分）</u>

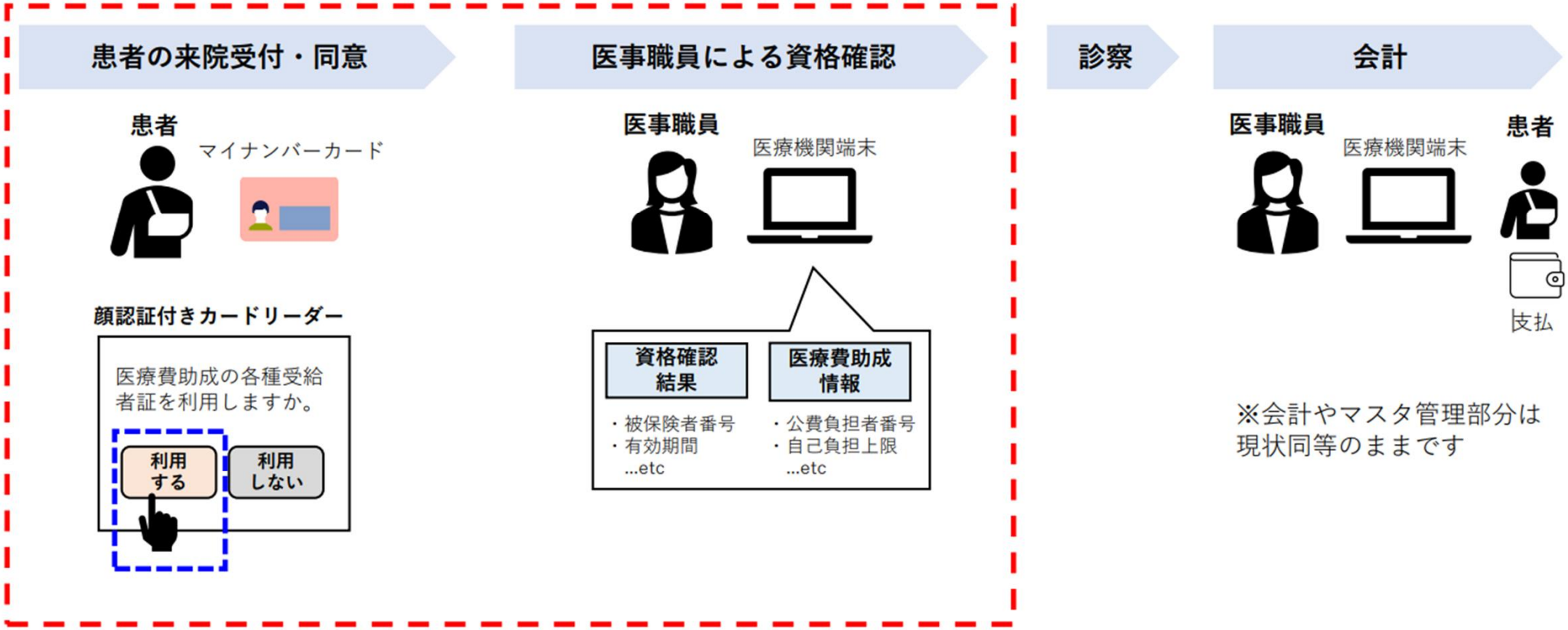

PMHで紙の医療証の提示がデジタルに置き換わる

出典：医療費助成の受給者証のマイナンバーカード利用の促進について　R6.8.8デジタル庁

参考：デジタル庁HP

デジタル庁HP（https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub）に医療機関・薬局システムベンダー向け資料、対応済み（または対応予定）の医療機関・薬局システムベンダーの一覧等が掲載されています。

自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）

デジタル庁では、関係省庁と連携し、医療費助成、予防接種、母子保健等領域におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化の取組を推進しています。

医療機関・薬局システムベンダー向け説明会資料・動画

2024年8月8日に開催した説明会の資料と動画を掲載しています。
PMH（医療費助成）への接続方法に加え、診察券とマイナンバーカードの一体化の実現方式等についても説明していますので、資料と動画をご確認ください。

- 説明資料（PDF／5,583KB）
- 説明動画（YouTube）
  - 内容（各内容について動画内の開始時間を括弧内に記載しています）
    - デジタル大臣からのメッセージ（YouTube）（2分10秒から）

医療機関・薬局向けの補助金制度について

PMH（医療費助成）や診察券とマイナンバーカードの一体化に対応済み（または対応予定）の医療機関・薬局システムベンダーの一覧は以下をご参照ください。

- 医療費助成のオンライン資格確認（PMH）、診察券とマイナンバーカードの一体化に対応済み（対応予定）の事業者一覧（PDF／154KB）（2024年8月29日更新）

システム改修補助金①　厚労省所管

- 対　象　　指定医療機関の指定を受けている医療機関・薬局
- 申請先　　栃木県

※令和7(2025)年３月31日までに実施した改修が対象

※予算上限により、申請があっても受理できない場合があります

対象	補助額
病院	100万円を上限に補助
診療所	30万円を上限に補助
薬局	30万円を上限に補助

(補助要件)

- 先行実施事業に関連し、厚生労働省が行う調査等への協力の求めがあった場合に応じること
- 先行実施事業に関連し、厚生労働省が行う先行版上限額管理システムの稼働・実証への協力の求めがあった場合に応じること

所要額調査について

厚労省所管のシステム改修補助金の利用を予定する場合は、
所要額調査票への回答をお願いします。

期　日：令和6(2024)年10月18日(金)
提出先：nambyo@pref.tochigi.lg.jp

※利用申込多数の場合は、厚労省と調整のうえ採択可否をご連絡します

システム改修補助金②　デジタル庁所管

- 対象　　すべての医療機関・薬局
- 申請先　　別紙リーフレット参照
- 申請期限　令和７(2025)年１月15日

※令和5年11月11日～令和6年12月31日に実施した改修が対象（R6.9現在）
※詳細はリーフレットを参照

対象	補助額
診療所 薬局（大型チェーン薬局以外）	5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその３/４を補助)
大型チェーン薬局	3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその１/２を補助)
病院	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその１/２を補助)

参考：臨床調査個人票電子化事業

国の難病小慢DBを活用して臨個票・意見書を作成するもの

医療機関・指定医のメリット

✓「前回値踏襲機能 」による入力負担軽減
✓「チェック機能」による自治体等からの照会負担軽減
など

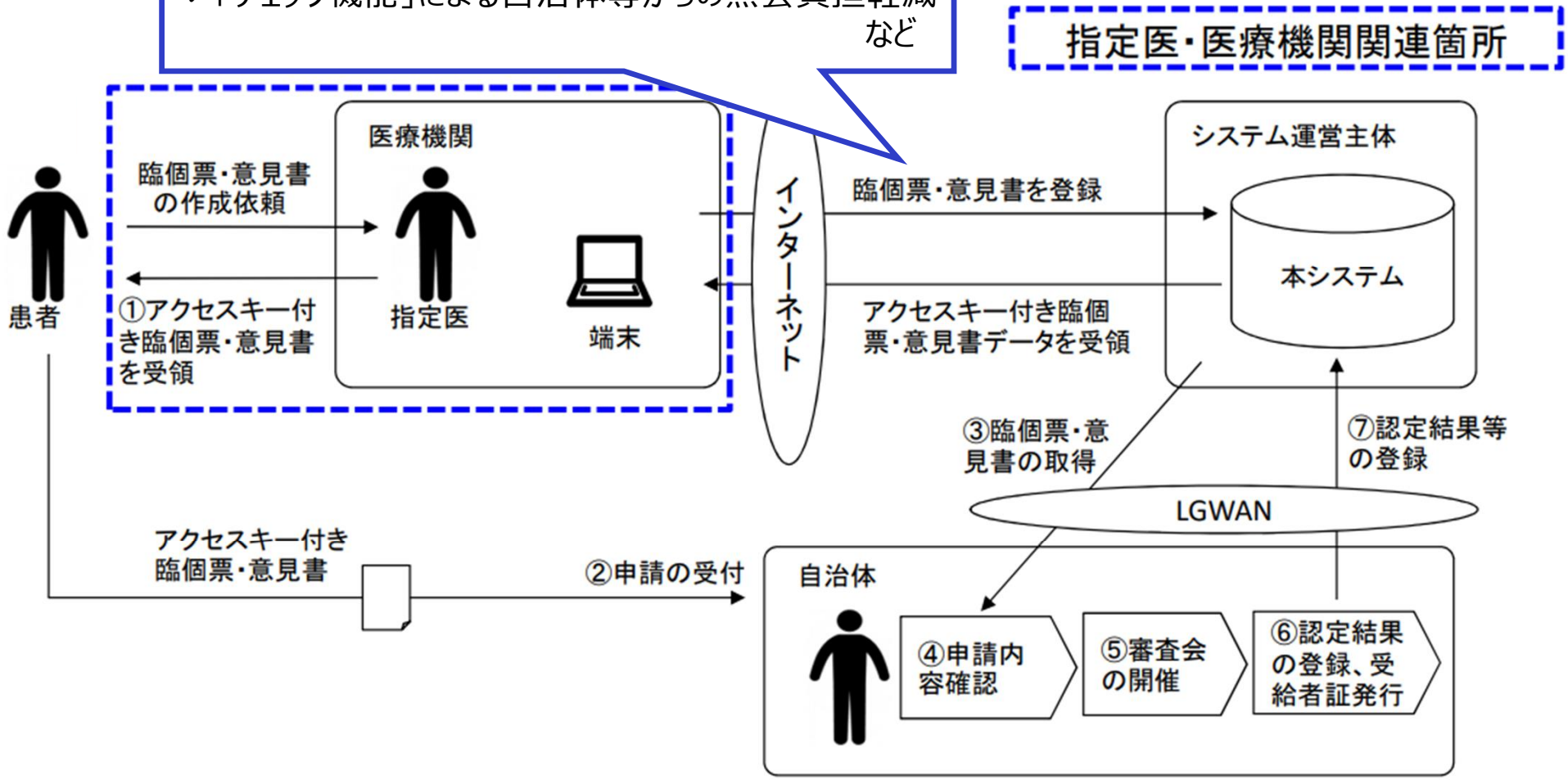

✓ 指定医にて新システムに臨個票・意見書データを登録し、アクセスキー付き臨個票・意見書を患者に発行する。

出典：難病・小慢DB更改に関する 設計状況の情報共有R4.2 厚生労働省(一部改変)

参考：臨床調査個人票電子化事業

栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金

対象医療機関	難病指定医または小児慢性特定疾病指定医が在籍する医療機関
対象となる経費	院内システムの改修費用及びブラウザへの診断書直接入力端末の購入等
補助金の額	対象経費の実支出額と基準額(10万円)を比較して、少ない方に2分の1を乗じて得た額**(上限5万円)**

補助金の申請を希望される場合は、調査票への回答をお願いします。

期　日：令和6(2024)年9月30日(月)　<u>※当面延長します</u>

提出先：nambyo@pref.tochigi.lg.jp

お問い合わせ先

内容	連絡先
厚労省補助金及び所要額調査に関すること（難病・小慢）	栃木県保健福祉部 健康増進課難病対策担当 （TEL:028-623-3086）
厚労省補助金及び所要額調査に関すること（自立支援医療）	栃木県保健福祉部 障害福祉課精神保健福祉担当 （TEL:028-623-3093）
PMHに関すること	デジタル庁HP (https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub)
デジタル庁補助金に関すること	オンライン資格確認等コールセンター TEL:0800-080-4583